

監 第 17 号
平成23年8月24日

塩竈市長 佐藤 昭 殿

塩竈市監査委員 高橋 洋一

塩竈市監査委員 鈴木 昭一

健全化判断比率審査意見書 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、平成22年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見を別紙のとおり提出します。

平成 22 年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 23 年 8 月 12 日から同年 8 月 17 日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

項 目	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	-	13.01	20.00
2 連結実質赤字比率	-	18.01	35.00
3 実質公債費比率	9.7	25.0	35.0
4 将来負担比率	88.9	350.0	-

健全化判断比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく健全化判断比率の状況は次表のとおりである。

1 実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・標準財政規模：決算統計における「標準財政規模」+「臨時財政対策債発行可能額」

(単位：千円、%)

算定基礎項目	平成22年度	平成21年度	増減額	増減率
1 一般会計のうち普通会計に相当する実質収支額 (1)-(2)-(3)	486,431	407,842	78,589	19.3
(1)収入	21,551,675	22,589,918	1,038,243	4.6
(2)支出	20,956,855	22,085,812	1,128,957	5.1
(3)翌年度に繰り越すべき財源	108,389	96,264	12,125	12.6
2 特別会計のうち普通会計に相当する会計の実質収支額 (1)+(2)+(3)	0	0	0	-
(1)土地区画整理事業実質収支額 - -	0	0	0	-
収入	99,426	402,568	303,142	75.3
支出	92,219	401,875	309,656	77.1
翌年度に繰り越しすべき財源	7,207	693	6,514	940.0
(2)公共用地先行取得事業実質収支額 -	0	0	0	-
収入	542,700	21,700	521,000	2,400.9
支出	542,700	21,700	521,000	2,400.9
実質収支額 1 + 2	486,431	407,842	78,589	19.3
一般会計等の実質赤字額 A	486,431	407,842	78,589	19.3
標準財政規模 B	12,391,541	11,999,310	392,231	3.3
うち臨時財政対策債発行可能額	1,150,835	758,786	392,049	51.7
実質赤字比率(%) A/B × 100	3.92	3.39	0.53	-

実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない。

2 連結実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額が八と二の合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- 八 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- 二 公営企業会計の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（単位：千円、％）

算定基礎項目	平成22年度	平成21年度	増減額	増減率
1 一般会計及び公営企業以外の特別会計				
イ 実質赤字を生じた事業会計なし	0	0	0	-
八 実質黒字額を生じた事業会計	664,089	592,424	71,665	12.1
(1) 一般会計	486,431	407,842	78,589	19.3
(2) 国民健康保険事業特別会計	174,295	172,799	1,496	0.9
(3) 介護保険事業（保険事業勘定）特別会計	1,160	1,278	118	9.2
(4) 後期高齢者医療事業特別会計	2,203	10,505	8,302	79.0
実質収支額が0円の事業会計	0	0	0	-
(1) 老人保健医療事業特別会計	0	0	0	-
(2) 公共駐車場事業特別会計	0	0	0	-
(3) 公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	-
(4) 介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計	0	0	0	-
(5) 土地区画整理事業特別会計	0	0	0	-
2 地方公営企業の特別会計				
ロ 資金不足を生じた会計	205,400	272,728	67,328	24.7
(1) 市立病院事業会計	205,400	272,728	67,328	24.7
二 資金剰余金を生じた会計	938,810	782,864	155,946	19.9
(1) 水道事業会計	938,782	782,864	155,918	19.9
(2) 交通事業特別会計	8	0	8	皆増
(3) 魚市場事業特別会計	20	0	20	皆増
資金の過不足が生じなかった事業会計	0	0	0	-
(1) 下水道事業特別会計	0	0	0	-
(2) 漁業集落排水事業・特別会計	0	0	0	-
連結実質赤字額 A （イ＋ロ）－（八＋二）	1,397,499	1,102,560	294,939	26.8
標準財政規模 B	12,391,541	11,999,310	392,231	3.3
うち臨時財政対策債発行可能額	1,150,835	758,786	392,049	51.7
連結実質赤字比率(%) A/B×100	11.277	9.188	2.089	-

実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない。

3 実質公債費比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3カ年平均)

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の子

(単位：千円、%)

算定基礎項目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
1 地方債の元利償還金	3,781,482	2,873,851	2,235,970
2 準元利償還金	1,476,124	1,360,923	1,160,439
イ 元金償還金相当	3,333	3,333	3,333
ロ 公営企業債の償還の財源	1,332,022	1,217,890	1,012,912
ハ 一部組合等の地方債の償還財源	125,234	122,028	121,968
ニ 債務負担行為で公債費に準ずるもの	14,827	15,210	16,233
ホ 一時借入金利子	708	2,462	5,993
3 特定財源	1,645,913	810,726	544,821
4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,331,095	2,342,082	2,355,911
5 標準財政規模	12,391,541	11,999,310	11,832,370
うち臨時財政対策債発行可能額	1,150,835	758,786	488,897
単年度実質公債費比率 $\frac{(1 + 2) - (3 + 4)}{5 - 4} \times 100$	(1) 12.7290	(2) 11.2037	(3) 5.2306
実質公債費比率(%) (3カ年平均) $\frac{(1) + (2) + (3)}{3}$	9.72		

前年度比率(21~19年度) 8.28%

4 将来負担比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

（単位：千円、％）

算定基礎項目	平成22年度	平成21年度	増減額	増減率
1 将来負担額	48,796,950	51,303,322	2,506,372	4.9
イ 地方債の現在高	23,584,115	24,468,866	884,751	3.6
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額	96,548	117,543	20,995	17.9
ハ 公営企業債等繰入見込額	19,728,952	20,881,763	1,152,811	5.5
ニ 組合等負担等見込額	408,808	484,817	76,009	15.7
ホ 退職手当負担見込額	4,823,788	4,063,548	760,240	18.7
ヘ 設立法人への負担見込額	154,739	1,286,785	1,132,046	88.0
ト 連結実質赤字額	0	0	0	-
チ 組合等連結実質赤字額見込額	0	0	0	-
2 充当可能基金	1,076,133	1,177,765	101,632	8.6
(1) 財政調整基金	597,807	551,879	45,928	8.3
(2) 市債管理基金	111,075	25,626	85,449	333.4
(3) 国民健康保険事業財政調整基金	166,657	351,732	185,075	52.6
(4) 介護保険事業財政調整基金	200,594	248,528	47,934	19.3
3 充当可能特定歳入	7,849,879	9,348,679	1,498,800	16.0
都市計画税	6,711,782	6,907,340	195,558	2.8
その他	1,138,097	2,441,339	1,303,242	53.4
4 基準財政需要額算入見込額	30,918,956	31,072,402	153,446	0.5
5 標準財政規模	12,391,541	11,999,310	392,231	3.3
6 基準財政需要額算入額	2,331,095	2,342,082	10,987	0.5
将来負担比率(%) $(1 - (2+3+4)) / (5-6) \times 100$	88.981	100.489	11.508	-